

行政改革推進法案（仮称）の作成方針について

1．行政改革推進法案（仮称）は、以下の方針の下に、別紙の概要に沿って作成するものとする。

（１）法案の名称を、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律案」（略称「行政改革推進法案」）とすること。

（２）法案の構成は、改革の基本理念、「行政改革の重要方針」の重点分野及び重点分野ごとの改革の基本方針等及び行政改革推進本部の設置とすること。

（３）法案には、「行政改革の重要方針」の内容にできる限り忠実に、今後政府が具体的に改革方策を立案する際の総合的な基本方針、推進方策等を定めること。

（注） 個別の改革事項であり、かつ改革の内容がすでに定まっているもの（社会保険庁改革、独立行政法人の17年度の見直し、公営競技関係法人等の見直し等）、国会、裁判所、会計検査院に関するもの、等は盛り込まない。

（４）「海外経済協力に関する検討会」の報告を受けて、その結論を踏まえた国際協力銀行の在り方に関する規定を追加すること。

2．法案の国会提出時期：3月上旬